



家電リサイクル!

▶家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）とは

廃棄される家電製品（特定家庭用機器）の適正な処理と、資源の有効な利用を図るため、製品をつくったメーカーや販売した小売店と一緒に消費者の皆さんが協力して、リサイクル社会をつくることを目的とした法律で、平成13年4月1日から施行されています。

また、平成21年4月1日に家電リサイクル法が改正され、液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象品目に加わりました。

▶対象となる家電製品

エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機



▶対象品の処理方法

以下の方法のいずれかの方法を選択して処分を行ってください。

1. 製品を買い替える、購入した家電小売店がわかる場合

→購入する（した）家電小売店に引き取りを依頼してください。

※家電リサイクル料金、収集運搬料金が必要です。料金は処理を依頼する家電小売店に確認してください。

2. 買換えではなく、購入した小売業者が廃業した、遠方にあるまたは不明である等で購入した小売店を利用できない場合

→事前に郵便局で家電リサイクル料金を支払い、村の直接処分場へ搬入してください。

※釧路市の指定引取場所までの収集運搬料金（330円～1,320円 家電の種類や大きさで異なります）が必要ですので、以下の事業者の確認のうえ依頼してください。

※直接処分場へ搬入できない方は、以下の事業所に回収を依頼（有料）してください。

【処分料金の例】

パナソニック、シャープ、ソニー製の32V型の液晶・プラズマ式テレビを処分する場合

→家電リサイクル料金2,970円（郵便局で支払い）+釧路市の指定引取場所までの収集運搬料金1,100円（村処分場で支払い）=4,070円（消費税込み）

※自宅回収を依頼する場合は、更に自宅までの収集運搬料金が加算されます。

【確認・依頼先】

- ・鶴居村一般廃棄物最終処分場（鶴居村字雪裡原野566-1 電話0154-64-2090 毎週火曜日・土曜日（午前8時から午後4時まで、12月29日から1月3日までは原則休場）
- ・有限会社鶴居美装（鶴居村一般廃棄物収集運搬許可業者 鶴居村上幌呂 電話090-4878-3634）

3. 2の場合で、指定引取場所に直接持ち込む場合

→事前に郵便局で家電リサイクル料金を支払い、以下の指定引取場所に直接持ち込んでください。

【指定引取場所】

- ・鈴木商会道東支店（釧路市星が浦南3-2-9 電話番号0154-55-1281）
- ・札幌通運株式会社釧路支店（釧路市星が浦南2-1-18 電話番号0154-51-5516）

※家電リサイクル料金は、メーカー、家電の種類・大きさで異なります。また、パソコンモニターや業務用冷蔵庫など家電リサイクル法対象外の製品もあります。

詳細は、一般財団法人 家電製品協会のホームページ（URL: <https://www.aeha-kadenrecycle.com/select/>）、をご覧ください。最寄りの郵便局、鶴居村役場住民生活課（電話0154-64-2113）にお問合せください。